

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市緑化センターの利用許可等		
根拠法令及び条項	那覇市緑化センター条例 第5条、第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙1のとおり		
審査基準 設定年月日	平成18年9月29日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して10日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考	令和4年度より花とみどり課から公園管理課へ業務移管		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 1

(利用できる者)

第 5 条 緑化センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に、住所を有する者又は在勤若しくは在学する者
- (2) 緑化に関する事業を行うもの
- (3) その他指定管理者が適当と認めるもの

(利用許可)

第 7 条 緑化センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。